

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)

第七条 省略
255 省略

6 租税条約等実施特例政令第二条の三第一項から第四項までの規定は、法第七条第十項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第一項、第二項及び第四項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定利子」とあるのは「特定対象利子」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第三項	第二項の表			省略
		省略	省略	省略	省略
第三條の二第十六項に	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二第十六項	省略	省略	省略	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七條第十項
第七條第十項に		省略	省略	省略	

改正前

(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)

第七条 同上
255 同上

6 租税条約等実施特例政令第二条の三第一項から第三項までの規定は、法第七条第十項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第一項から第三項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定利子」とあるのは「特定対象利子」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	同上	同上			同上
		同上	同上	同上	同上
同上		同上	同上	同上	
同上		同上	同上	同上	

7 租税条約等実施特例政令第二条の三第五項から第八項までの規定は、法第七条第十二項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第五項から第八項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五項の表	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
	第三条の二第十八項	第七条第十二項
第六項の表	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
	第三条の二第十八項 第三条の二第十九項第四号	第七条第十二項 第七条第十三項第四号
第七項	第三条の二第十八項の	第七条第十二項の
	第三条の二第十八項に	第七条第十二項に
第八項	第三条の二第十八項に	第七条第十二項に

8 租税条約等実施特例政令第二条の三第九項から第十一項までの規定は、法第七条第十四項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第九項から第十一項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義によるものとする。」

7 租税条約等実施特例政令第二条の三第四項から第六項までの規定は、法第七条第十二項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第四項から第六項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項の表	同上	同上
	同上	同上
第五項の表	同上	同上
	同上	同上
第六項	同上	同上

8 租税条約等実施特例政令第二条の三第七項から第九項までの規定は、法第七条第十四項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第七項から第九項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義によるものとする。」

よる所得税等の非課税等に関する法律」と、「申告不要特定配当等」とあるのは「申告不要特定対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項の表		第十項の表		第十一項	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法	第三条の二第二十項に	第七条第十四項に
第三条の二第二十項	第七条第十四項	第三条の二第二十項	第七条第十四項	第三条の二第二十一項	第七条第十五項第四号
同条第二十一項第四号	同条第十五項第四号	第四条			

9 租税条約等実施特例政令第二条の三第十二項から第十五項までの規定は、法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十二項から第十五項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定懸賞金等」とあるのは「特定対象懸賞金等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項の表		第十三項	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法	第三条の二第二十二項	第七条第十六項

所得税等の非課税等に関する法律」と、「申告不要特定配当等」とあるのは「申告不要特定対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項の表		第八項の表		第九項	
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

9 租税条約等実施特例政令第二条の三第十項から第十二項までの規定は、法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十項から第十二項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定懸賞金等」とあるのは「特定対象懸賞金等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十項の表		第十一項	
同上	同上	同上	同上

	第十三項の表	同条第二十三項第四号	同条第十七項第四号
	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法	
	第三条の二第二十二項	第七条第十六項	
	第三条の二第二十三項 第四号	第七条第十七項第四号	
第十四項	第三条の二第二十二項 の	第七条第十六項の	
第十五項	第三条の二第二十二項 に	第七条第十六項に	

10 租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項の規定は、法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項中「特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額」とあるのは、「特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額」と読み替えるものとする。

11 租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定は、法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定給付補填金等」とあるのは「特定対象給付補填金等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	第十一項の表	同上	同上
	同上	同上	同上
	同上	同上	同上
	同上	同上	同上
第十二項	同上	同上	同上

10 租税条約等実施特例政令第二条の三第十三項の規定は、法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十三項中「特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額」とあるのは、「特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額」と読み替えるものとする。

11 租税条約等実施特例政令第二条の三第十四項から第十六項までの規定は、法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十四項から第十六項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定給付補填金等」とあるのは「特定対象給付補填金等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七項の表	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
	第三条の二第二十四項	第七条第十八項
第十八項の表	同条第二十五項第四号	同条第十九項第四号
	租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第十九項	第三条の二第二十四項	第七条第十八項
	第三条の二第二十五項第四号	第七条第十九項第四号
第二十項	第三条の二第二十四項	第七条第十八項に
	に	

第十條 省略 (国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)

2 省略

3 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定の読替えについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

省略	省略	省略
第二条の第三項から第四項まで	法第十一条第八項に規定する特定対象利子に係る利子所得について同項に	第七条第六項

第十四項の表	同上	同上	同上
	同上	同上	同上
第十五項の表	同上	同上	同上
	同上	同上	同上
第十六項	同上	同上	同上
	同上	同上	同上

第十條 同上 (国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)

2 同上

3 同上

同上	同上	同上
第二条の第三項から第三項まで	同上	同上

	第二条の三第 五項から第八 項まで	第二条の三第 九項から第十 一項まで	第二条の三第 十二項から第 十五項まで
おいて準用する法第七条 第十項後段の規定の適用 がある場合	法第十一条第九項に規定 する特定対象収益分配に 係る配当所得について同 項において準用する法第 七条第十二項後段の規定 の適用がある場合	法第十一条第十項に規定 する申告不要特定対象配 当等に係る利子所得及び 配当所得について同項に おいて準用する法第七条 第十四項後段の規定の適 用がある場合	法第十一条第十一項に規 定する特定対象懸賞金等 に係る一時所得について 同項において準用する法 第七条第十六項後段の規 定の適用がある場合
	第七条第七項	第七条第八項	第七条第九項

4 租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項の規定は法第十一条第十二項において準用する法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定は法第十一条第十二項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について

	第二条の三第 四項から第六 項まで	第二条の三第 七項から第九 項まで	第二条の三第 十項から第十 二項まで
	同上	同上	同上
	同上	同上	同上

4 租税条約等実施特例政令第二条の三第十三項の規定は法第十一条第十二項において準用する法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政令第二条の三第十四項から第十六項までの規定は法第十一条第十二項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について

、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項の規定又は同条第十七項から第二十項までの規定の読替えについては、それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。

（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）
第十四条 省 略

2・3 省 略

4 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定の読替えについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

省 略	省 略	省 略
第二条の三第一項から第四項まで	法第十五条第十四項に規定する特定対象利子に係る利子所得について同項において準用する法第七条第十項後段の規定の適用がある場合	第七条第六項
第二条の三第五項から第八項まで	法第十五条第十五項に規定する特定対象収益分配に係る配当所得について同項において準用する法第七条第十二項後段の規定の適用がある場合	第七条第七項
第二条の三第九項から第十一項まで	法第十五条第十六項に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得及び配当所得について同項において準用する法第七	第七条第八項

、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政令第二条の三第十三項の規定又は同条第十四項から第十六項までの規定の読替えについては、それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。

（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）
第十四条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

同 上	同 上	同 上
第二条の三第一項から第三項まで	同 上	同 上
第二条の三第四項から第六項まで	同 上	同 上
第二条の三第七項から第九項まで	同 上	同 上

第二条の三第 十二項から第 十五項まで	条第十四項後段の規定の 適用がある場合	法第十五条第十七項に規 定する特定対象懸賞金等 に係る一時所得について 同項において準用する法 第七条第十六項後段の規 定の適用がある場合	第七条第九項
---------------------------	------------------------	--	--------

5 租税条約等実施特例政令第二条の三十六項の規定は法第十五条第十八項において準用する法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政令第二条の三十七項から第二十項までの規定は法第十五条第十八項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政令第二条の三十三項の規定又は同条第十四項から第十六項までの規定の読替えについては、それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。

6
5
10 省 略

附 則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。

第二条の三第 十項から第十 二項まで	同 上	同 上	同 上
--------------------------	-----	-----	-----

5 租税条約等実施特例政令第二条の三十三項の規定は法第十五条第十八項において準用する法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政令第二条の三十四項から第十六項までの規定は法第十五条第十八項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政令第二条の三十三項の規定又は同条第十四項から第十六項までの規定の読替えについては、それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。

6
5
10 同 上